

教育公務員特例法等の一部を改正する法律案要綱

第一 教育公務員特例法の一部改正

一 校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針

文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、二の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする事。

（第二十二条の二関係）

二 校長及び教員としての資質の向上に関する指標

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標（以下「指標」という。）を定めるものとともに、指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ四の協議会において協議するものとする事。

（第二十二条の三関係）

三 教員研修計画

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、

毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画（以下「教員研修計画」という。）を定めるものとするものとする。

（第二十二条の四関係）

四 協議会

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとともに、協議会は、指標を策定する任命権者及び公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学等をもって構成するものとし、協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないものとする。

（第二十二条の五関係）

五 中堅教諭等資質向上研修

十年経験者研修を改めた中堅教諭等資質向上研修として、公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、個々の能力、適性等に応じて、公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすこと

が期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために必要な事項に関する研修を実施しなければならないものとする事。
(第二十四条関係)

第二 教育職員免許法の一部改正

一 外国語に係る小学校教諭の特別免許状の創設

小学校教諭の特別免許状の教科として外国語を追加するものとする事。
(第四条第六項関係)

二 独立行政法人教職員支援機構への事務の移管

文部科学大臣が行う免許状更新講習の認定、教員資格認定試験の実施及び文部科学大臣の認定する講習等の認定に関する事務（以下「認定等事務」という。）を独立行政法人教職員支援機構に行わせるものとする事。
(第九条の三、第十六条の二及び別表第三備考関係)

三 免許状の取得に必要な最低単位数に係る科目区分の統合

普通免許状の授与を受けるために大学において修得することを必要とする最低単位数に係る科目の区分を統合するものとする事。
(別表第一、別表第二、別表第二の二及び別表第四関係)

第三 独立行政法人教員研修センター法及び独立行政法人教職員支援機構法の一部改正

名称を独立行政法人教職員支援機構に改めるとともに、新たな業務として、指標の策定に関する専門的な助言、学校教育関係職員としての職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及並びに第二の二の認定等事務を追加すること。
(第二条、第三条及び第十条関係)

第四 附則

一 この法律は、平成二十九年四月一日から施行するものとする。ただし、外国語に係る小学校教諭の特別免許状の創設に係る改正規定については公布日から、独立行政法人教職員支援機構への事務の移管に係る改正規定については平成三十年四月一日から、免許状の取得に必要な最低単位数に係る科目区分の統合に係る改正規定については平成三十一年四月一日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 文部科学大臣は、この法律の施行の日前においても、指針を定めることができるものとする。

(附則第二条関係)

三 この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。

(附則第三条から第十二条まで及び附則第十六条関係)

四 その他関係法律について所要の改正等を行うこと。

(附則第十三条から第十五条まで関係)